

2006年5月19日

札幌市中央区北9条西15丁目28番地196

株式会社ソフトフロント

代表取締役社長 阪口 克彦

(証券コード番号:2321)

問い合わせ先:執行役員経営企画室室長

兼管理本部本部長

佐藤 健太郎

電話番号:011-623-1001

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月19日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月25日開催予定の第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の目的

- (1)取締役会及び監査役会の機動的な開催を目的として、取締役会の招集通知及び監査役会の招集通知をそれぞれ会日の3日前までに発することを可能とするため、所要の変更を行うものであります(現行定款第22条、第31条)。
- (2)「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - ・当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります(現行定款第4条)。
 - ・当社の機関として、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置くことを定めるものであります(変更案第4条)。
 - ・株券発行会社である旨を明記するものであります(変更案第8条)。
 - ・株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより、書面による提供を省略することを可能とするものであります(変更案第16条)。
 - ・取締役会における書面決議が認められたことに伴い、これを可能とするものであります(変更案第27条)。
 - ・その他全般にわたり、「会社法」に合わせた表現の変更及び構成の整理等を行うものであります。

2.変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3.日程

定款変更のための定時株主総会開催日 :平成18年6月25日

定款変更の効力発生日 :平成18年6月25日

以 上

別紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ソフトフロントと称し、英文では、Softfrontと表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) コンピュータ・プログラムおよびデータの設計、開発、製造、販売</p> <p>(2) コンピュータ関連機器、通信用電子・電気機器の設計、開発、製造、販売</p> <p>(3) コンピュータによる情報処理サービス<u>及び</u>情報提供サービス</p> <p>(4) コンピュータ・ネットワーク上の情報処理・提供サービスおよびプロバイダー事業</p> <p>(5) 書籍、雑誌の編集、制作、出版、販売</p> <p>(6) 前各号の商品の輸出、輸入</p> <p>(7) 企業経営コンサルタント</p> <p>(8) 不動産の賃貸・転貸に関する業務</p> <p>(9) 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を札幌市に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行通り)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行通り)</p> <p>(現行通り)</p> <p>(現行通り)</p> <p>(3) コンピュータによる情報処理サービス<u>および</u>情報提供サービス</p> <p>(現行通り)</p> <p>(現行通り)</p> <p>(現行通り)</p> <p>(現行通り)</p> <p>(現行通り)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、324,400株とする。</p> <p>(取締役会決議による自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(基準日)</p> <p>第7条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、324,400株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式および端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿、<u>端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類および株式の名義書換、端株原簿の記載、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、株券喪失登録の手續、端株の買取り、届出の受理その他株式および端株に関する取扱ならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集地)</p> <p>第10条 株主総会は、本店所在地もしくはこれに隣接する地、または東京都内もしくはこれに隣接する地において招集する。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成、備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する<u>取扱いおよび手数料は、法令および本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集地)</p> <p>第11条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会の招集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会の議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、8名以内とする。</p>	<p>(参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第17条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の解任方法)</p> <p>第18条 取締役は株主総会において解任する。</p> <p>2. 取締役の解任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会</u>の結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長を各1名、取締役副社長を若干名<u>定める</u>ことができる。</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>株主総会の決議</u>によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. (現行通り)</p> <p>(取締役の解任方法)</p> <p>第21条 取締役は株主総会の決議によって解任する<u>ことができる</u>。</p> <p>2. 取締役の解任決議は、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会</u>の結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長を各1名、<u>ならびに</u>取締役副社長を若干名選定する<u>ことができる</u>。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の<u>5日前</u>までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数</u>で行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の<u>経過の要領</u>およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の<u>3日前</u>までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもって</u>行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることができる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成し</u>、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第26条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第28条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、法令および本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第31条 (現行通り)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 監査役会の招集通知は、会日の<u>5</u>日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第35条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第36条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第37条 当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載された端株主に支払う。</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の<u>3</u>日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令および本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日最終の端株原簿に記載された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払いの利益配当金および中間配当金には、利息をつけない。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 前項の金銭には、利息をつけない。</p>